

社会福祉法人信仁会 役員等の報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、役員等(理事、監事及び評議員をいう。以下同じ。)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等 役員等の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わず、次号に定める費用とは明確に区分されるものをいう。
又、当法人に勤務する職員で理事の職にある者が職員の地位にもとづいて受給する財産上の利益は規則でいう報酬等には含まれない。
賞与、退職手当についてもまた同じ。
- (2) 費用 役員等の職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に、報酬を支給しない。

- (2) 役員等に、賞与を支給しない。
- (3) 役員等の退職にあたって、退職手当は支給しない。

(費用の支給)

第4条 役員等がその職務遂行にあたって必要となる費用を支給する。

- (2) 役員等が理事会、評議員会及び監査への出席に要する交通費等の費用は支給しない。

附則 (平成29年6月24日開催の定時評議員会決議)

- 1.この規則は平成29年6月24日から施行し、同日より適用する。